

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・総務係】

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金賦課台帳兼徴収簿	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道事業受益者負担金に係る事務を行うため	
記録項目	1 受益者氏名、2 住所、3 受益地（所在地番、地積）、4 負担金額、5 減免額、6 徴収猶予額、7 負担金決定金額、8 納付額、9 納付年月日、10 督促状発行年月日、11 不納欠損額	
記録範囲	受益者負担金制度開始（平成元年度）から現在までに負担金を賦課した全ての受益者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、登記事項要約書、登記全部事項証明書、本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町町民生活部下水道課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・総務係】

個人情報ファイルの名称	下水調査リスト 府中町分	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 公共下水道の使用の有無、4 下水種別（公共下水、下水なし）、5 用途（家事用、業務用）、6 納入方法、7 水道料金、8 下水道料金、9 減免理由（障害、生活保護等）、10 使用状況、11 給水状態、12 水道番号、13 メーター番号、14 給水管口径、15 戸建住宅等の情報、16 各戸メーターの情報	
記録範囲	広島市水道局が水道料金及び下水道使用料金を徴収している府中町内の使用者（大須地区を除く）	
記録情報の収集方法	広島市水道局からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町町民生活部下水道課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・総務係】

個人情報ファイルの名称	減免者一覧表	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 下水道の種類、4 減免理由（障害、生活保護等）、5 減免金額、6 減免開始日	
記録範囲	水道使用量及び下水道使用料の減免を受けている町内の使用者	
記録情報の収集方法	広島市水道局からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・総務係】

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用開始等システム	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用開始者の使用料徴収のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 水道番号、4 メーター番号、5 種別番号、6 下水道使用開始年月日、7 メーター照会年月日、8 新築分下水コード照会年月日、9 徴収依頼年月日、10 お知らせ文書送付年月日、11 通常もしくは遡及の別、12 施工場所、13 施工業者、14 施工業者連絡先、15 完了届提出年月日、16 完了検査年月日、17 現金もしくは貸付の別、18 給水確認年月日、19 使用開始提出年月日、20 給水口数、21 完了予定年月日	
記録範囲	新規に下水道を使用開始した使用者	
記録情報の収集方法	排水設備工事業者からの書類提出 広島市水道局からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町町民生活部下水道課	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【下水道課・総務係】

個人情報ファイルの名称	貸付台帳兼徴収簿	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活部下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水洗便所設備資金の貸付及び償還の管理について	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 設置場所、4 償還期間、5 工事費、6 申請額、7 決定額、8 償還回数、9 年月別償還金額、10 償還年月	
記録範囲	改造資金貸付金制度開始（平成元年度）から現在までの貸付を利用したすべての者	
記録情報の収集方法	申請者及び排水設備工事業者からの書類提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町町民生活部下水道課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日